

広島市安佐北区選挙管理委員会告示第3号
令和7年5月15日

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の4第7項の規定により、令和6年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、別紙のとおり公表します。

広島市安佐北区選挙管理委員会

委員長 大本和則

(別 紙)

令和6年度における在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況

申出者の氏名	利用目的 の概要	閲覧年月日	閲覧に係る選挙人 の範囲	主たる事務所の 所在地(申出者が 法人の場合)

該当無し